令和８年（フ）第７３号
三重県名張市鴻之台１番町115番地　ヴィレッジ・バンガードＡ201号
債務者　木下映梨子（旧姓山本・竹島）
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第７４号
三重県伊賀市平野西町28番地　ヴィラはっとり202号室
債務者　松田　彬子（旧姓樋口）
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第７５号
三重県伊賀市予野9672番地　201号室
債務者　西森さやか
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第８０号
滋賀県近江八幡市浅小井町199番地、事業所の所在地滋賀県守山市播磨田町1261―２
債務者　フレンチビストロＳｔｕｄｉｏ　Ｖｏｉｃｅこと　岡田　治樹
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１３９号
滋賀県東近江市市子殿町739番地１　エクセルⅢ　203号室
債務者　徳谷　知穂
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１６５号
滋賀県彦根市長曽根南町442番地（201号）、前住所滋賀県近江八幡市長福寺町48番地（405号）
債務者　朝飛　孝裕
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第５５号
滋賀県長浜市千草町160番地
債務者　西沢　茂美
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第１０号
鳥取県八頭郡八頭町船岡280番地４
債務者　坂口　桃菜
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９７号
鳥取県鳥取市河原町長瀬34番地１　西田マンション301号
債務者　田村　　舞
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５４６号
岡山県備前市伊部1837―１　フローレンスⅣ203、住民票上の住所香川県丸亀市富士見町二丁目１番７―１号
債務者　小見山　智（旧姓福本）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５７９号
岡山市中区藤崎527番地１　ゼンティール藤崎Ⅱ―102
債務者　足達　幸代
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４８号
福岡県柳川市古賀53番地４
債務者　古賀　和清
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第５０４号
大分市西大道２丁目１番７―603号　パームインマンション
債務者　河野　勝也
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１９号
大分県竹田市大字福原156番地
債務者　小代　理沙
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大分地方裁判所竹田支部破産再生係

令和８年（フ）第３８０号
宮崎市大字本郷北方4137番地１　フォレスト本郷203号
債務者　岩﨑　淳子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３５９号
鹿児島市宇宿５丁目19番16号
債務者　田畑　政治
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係